

第2部 環境の状況と環境の保全に関して講じた施策

第1章 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

第2部 第1章

第1節 豊かな自然の保護・保全

大分県は、九州本島の北東部に位置し、北と東は周防灘、別府湾、豊後水道の海域に面し、西と南は英彦山、津江山系、くじゅう山群及び祖母傾山系の山岳地帯で囲まれている。地形が複雑で山地や台地が多く、平野は比較的少ない。山地では、広大な高原を山裾に持つくじゅう山群や由布・鶴見岳のほかに、北西に英彦山・犬ヶ岳山系、東南は急峻な山々の連なる祖母・傾山系がその代表である。台地では玖珠地方や耶馬溪地方を中心に、溶岩台地がつくる独特な山容である古い堆積層や溶岩が差別侵食されて生じた奇岩が林立し、優れた景観をつくっている。一方、県南部のリアス式海岸は、中生代、古生代の堆積性の地質からなっており、火山活動による地形造成が広範に見られる本県にとって、特異な地形の代表とされている。

こうした特徴的な地形が気候にも影響し、県内の気候区は、山地型をはじめ準日本海型、内海型、南海型及び内陸型気候区と、県土面積の割には、比較的多くの気候区に分けられている。

また、これらの環境条件は、動植物の分布にも影響を与えている。植生では、県南部海岸にアコウ、ピロウなどの亜熱帯性植物やウバメガシ林、ハマビワ林などの暖地性植生が見られ、内陸部の標高1,000m以上の山地帯では、ブナ林やミズナラ林などの温帯性植生やミヤマキリシマ、コケモモなどの群生する九州山頂帯植生がある。動物では、日本におけるニホンカモシカの生息の南限であり、進化の歴史の裏づけとなる両生類のオオサンショウウオを始めとするサンショウウオ類などが生息している。

更に、温泉資源も豊富で、源泉数及びゆづり出量ともに全国でも最高の水準にある。その利用方法も古くからの浴用、飲用のほか、最近では温泉資源を生かした地熱発電、施設園芸、養魚など多岐にわたって開発が進められており、全国的な注目を集めている。

このように大分県の自然環境は全般的に優れて

いるが、これは原生的な手つかずの自然が単に豊富に存在することを意味するものではなく、長い人類の歴史の中で、自然と人間が共存してきた結果としての自然状態が良好に保たれてきたことを意味する。広大な草原景観を全国的に誇る久住・飯田高原の自然は、地域の人びとによって慣習的に続けられている火入れ、放牧と採草によって維持されており、里山の雑木林は、薪炭林として伐採を繰り返されていたものが、再生林として自然林状態に復元している姿である。ただ、最近は、過疎現象に伴って生じた畑跡地が森林化するなど、自然環境を構成する要素にも変化が見られる。

全国的に危惧されている優れた自然林の消失は、本県でも例外ではない。祖母・傾山系の山肌を覆う西日本唯一のブナ・ツガなどの代表的な原生林は、伐採等により著しく減少しており、そこに生息する動物の生息域が分断されたり、狭められたりしている。県北の英彦山・犬ヶ岳山系の谷や山腹は伐採と人工林の植林の結果、原生林は稜線近くに帯状に残っているにすぎない。広大な山裾をひろげる久住・飯田の高原も、草原の減少や農道を含む道路網の整備等により、自然環境は変容してきている。また、公共、民間を問わず、都市周辺における各種の開発が、自然環境や生活環境を変化させている。

こうした変動の中で近年特に注目されていることは、都市部及びその近郊地域における潤いとやすらぎをもたらす自然環境の保全の重要性である。郊外に散在する鎮守の森をはじめ、やぶや雑木林、草原はかつては平凡な緑の一部にすぎなかったのであろうが、今では大切な身近な自然として見直す必要が生じている。

第1項 自然公園等の保護・保全

1 自然公園等の現況

本県には、自然環境に恵まれた地域が数多く存在し、国及び県は、これらの地域を自然公園、自然環境保全地域等に指定して保護、管理することにより、自然環境の保全に努めている。

これらの地域の概況は、次のとおりである。

(1) 自然公園の現況

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域を自然公園に指定している。自然公園には、我が国の風景を代表する国立公園、これに準ずる国定公園及び都道府県の風景を代表する都道府県立自然公園がある。

平成16年度末現在の本県の国立公園は、瀬戸内海、阿蘇くじゅうの2か所2万1,243ha（県土面積の3.4%、自然公園面積の12.1%）、国定公園は、耶馬日田英彦山、祖母傾、日豊海岸の3か所8万9,306ha（同14.1%、同51.1%）、県立自然公園は、国東半島、豊後水道、津江山系、神角寺芹川、祖母傾の5か所6万4,298ha（同10.1%、同36.8%）となっており、その総面積は、17万4,847haで北海道、新潟県などについて6番目（平成16年3月31日現在）に多く、県土面積の約28%（全国6位（平成16年3月31日現在））を占めている。（図2-1-1-1及び表2-1-1-1a）

(2) 自然環境保全地域等の現況

自然公園以外で良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある区域を自然環境保全地域に指定している。平成16年度末における県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、表2-1-1-1bのとおり6地域が指定されている。

これとは別に、防衛庁との協定により福万山100ha、高陣ケ尾35ha（いずれも玖珠町）の2地域について、自然環境の保全を図っている。

(3) 自然海浜保全地区の現況

瀬戸内海区域（中津市山国川から佐伯市鶴見町鶴見の間）の自然公園以外の自然海浜で、海水浴、潮干狩りなどの公衆の利用に供されている地域を県自然海浜保全地区条例に基づき、自然海浜保全地区に指定して、自然海浜の保全及び適正な利用を図っている。平成16年度末における指定地区は、表2-1-1-1cのとおり2地区である。

2 自然公園等の保全

(1) 公園計画の見直し

自然公園は、適正な保護及び利用を図るため公園計画を定めることになっている。また、この公園計画は、自然公園をとりまく社会条件の変化に対応するため、必要に応じて、公園計画の見直しを行うことができる。本県の自然公園の公園計画の見直しについても、順次検討中である。

(2) 自然公園の保全管理

自然公園の優れた風致景観を保護するため、自然公園区域内に特別地域、特別保護地区及び海中公園地区が指定されており、当該区域内で行われる一定の行為は、国立公園は環境大臣、国定公園及び県立自然公園は県知事の許可を受けなければならないことになっている。また、普通地域内の一定の行為は、届出をしなければならないことになっており、風景の保護のために必要な規制や指導を行っている。

平成16年度中の国定公園及び県立自然公園における行為の許可及び届出の状況は、表2-1-1-1dのとおりである。

また、自然公園法の一部を改正する法律（平成14年4月24日公布法律第29号）が、平成15年4月1日施行され国立公園及び国定公園について特別地域等における行為規制を追加するとともに、風景地保護協定及び公園管理団体の各制度を創設した。併せて大分県立自然公園条例についても同様の一部改正を行い、平成15年10月1日付けで施行している。

(3) 自然環境保全地域等の保全管理

県自然環境保全地域については、その保全を図るために地域内に特別地区を指定し、更に必要があれば特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、当該地区内における工作物の新築、木材の伐採等の行為は、県知事の許可を受けなければならないことにしており、その他の普通地区についても、一定の行為は届出を要し、必要な規制や指導を加えることによって保全を図っている。

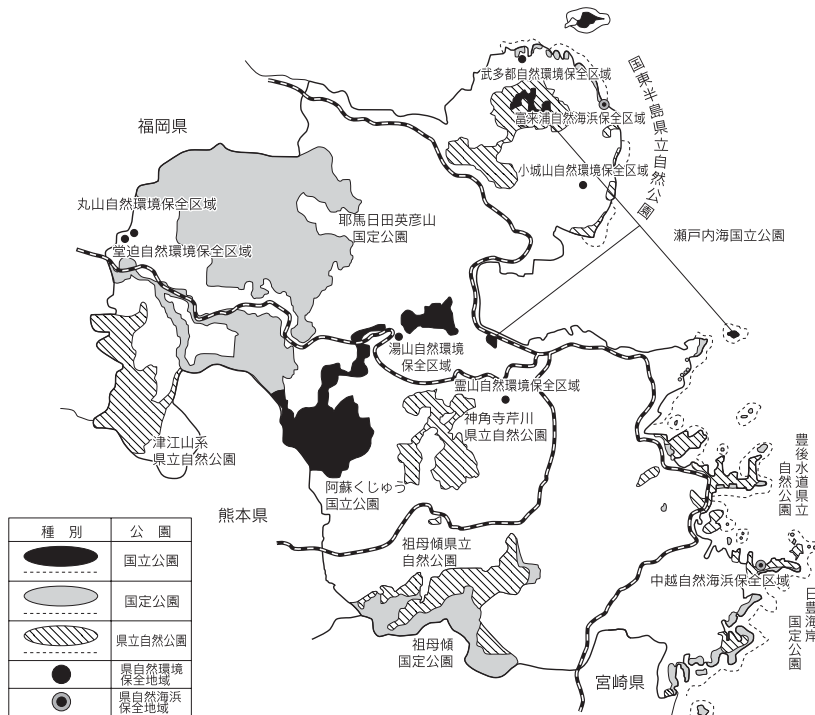
また、防衛庁との協定により自然環境の保全を図っている地区については、2年毎に協定者相互で保全のための調査を実施し、適正な管理を行うことにしている。

(4) 自然海浜保全地区の保全管理

自然海浜保全地区については、当該地区内において工作物の新築、土石の採取等の行為を行う場合は、事前に知事への届出を

要し、保全及び適正な利用のために必要があれば勧告又は助言を行うことによって保全を図ることとしている。

図2-1-1-1 大分県の自然公園等（平成17年3月31日現在）



3 ラムサール条約

平成17年11月8日 アフリカのウガンダで開催された第9回ラムサール条約締約国会議（COP9）にて、くじゅう坊ガツル・タデ原湿原が保全すべき重要な湿地として登録された。中間湿原としては、国内最大級の面積を有している。

ラムサール条約は水鳥の生息地として国際的に重要な湿地や湿地に生息する野生生物の保護を目的として1971年にイランのラムサールで採択された。日本は1980年に加盟し、今回新たに「くじゅう坊ガツル・タデ原湿原」をはじめ、20の湿地が登録されたことにより、現在の国内登録湿地は33カ所となった。

1999年の第7回締約国会議の際に、生態系の保全などについても条約の目的に含め、対象湿地を拡大した。

ラムサール条約は国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全を促進することを目的とした重要な国際条約であり、締約国には登録湿地の保全と「ワイズユース（賢明な利用）」の推進が求められている。今後は、持続可能な自然環境の保全が課題となる。

くじゅう坊ガツルやタデ原では長い間途絶えていた野焼きを地元の人たちが中心となって復活させた。

毎年、春の芽吹き前に野焼きを行うことで、現在の美しい湿原景観や多様な生き物たちの生息、生育する環境が守られている。



坊ガツル湿原



タデ原湿原

表 2 - 1 - 1 - 1 a 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域（大分県分）

（平成17年3月31日現在）

国立公園

（単位：ha）

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
瀬戸内海 国立公園	昭和9.3.16 25.5.18 （区域変更） 31.5.1 （区域変更） 59.9.20 （区域変更）	2,933	本県はこの公園の最西端に位置しており、黒曜石の断崖、褶曲、断層など各種地形地質の構造がみられる姫島、仏教文化遺跡の観賞と瀬戸内海の好展望地としての両子・文殊地区、ニホンザルの自然動物園高崎山、海蝕崖などの発達やウミネコの営巣地の高島地区がとりこまれている。	大分市、豊後高田市、国見町、姫島村、国東町、安岐町
阿蘇くじゅう 国立公園 （61.9.10名称変更「くじゅう」を挿入）	昭和9.12.4 28.9.1 （区域変更） 31.5.1 （区域変更） 40.3.25 （区域変更） 56.12.14 （区域変更） 61.9.10 （区域変更） 7.12.12 （区域変更）	18,310	熊本県の阿蘇火山一帯と九州本土最高峰のくじゅう山群と広大な飯田・久住の両高原から奥別府までをとりこむ山岳と高原の公園である。 くじゅう山群には、ミヤマキリシマ、コケモモなど数々の高山植物が生育し、南北に展開する雄大な久住・飯田の高原と相まって独特の山岳景観を呈し、随所に湧出する各種の温泉とともに多くの人々に利用されている。 県道「別府・一の宮線」は、この公園の中を走り、城島高原、由布岳、小田の池、山下池、飯田高原などの美しい自然景観が沿線に続いている。	別府市、庄内町、湯布院町、久住町、直入町、九重町、玖珠町

国定公園

（単位：ha）

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
耶馬日田英彦山 国定公園	昭和25.7.29 45.7.1 （区域変更） 56.9.5 （区域変更）	74,772.5	英彦山を中心に南画風の奇岩秀峰と渓谷美を誇る耶馬渓とメサ・ビューートの独特な地形を形成する岩扇山、万年山一帯及び温泉、河川美をもって知られる日田、天瀬、松原ダムなどをとりこむわが国最大の溶岩侵食台地である。 有名な青の洞門、羅漢寺もこの公園に含まれている。	日田市、宇佐市、九重町、玖珠町、中津市
祖母傾国定公園	昭和40.3.25	10,240	宮崎県の大崩山、高千穂峡一帯と、祖母傾山系、三国峠、藤河内溪谷などをとりこむ地域である。 モミ、ツガ、ブナ、シオジなどの針広混交の原生林として西日本に残された唯一の秘境であり、ニホンカモシカや野生のキリなど動植物の学術上貴重なものが数多く見られる。	竹田市、佐伯市、豊後大野市
日豊海岸 国定公園	昭和49.2.15	28,474.2 陸域 4,293.8 海域 24,180.4	佐賀関半島から宮崎県美々津海岸に至る、いわゆる日豊海岸と呼ばれる海岸、海中景観に優れた公園である。この公園は典型的なリアス式海岸で多くの島、半島、岩礁、海蝕崖があり、これに激突する黒潮は豪快で男性的な景観を呈しているとともに、この地域は亜熱帯植物の北限地域として学術上貴重な地域でもある。また、漁獲の宝庫として知られ、絶好の釣場が多く点在している。	佐伯市、臼杵市、津久見市、大分市

県立自然公園

(単位: ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
国東半島 県立自然公園	昭和26.3.30 54.6.5 (区域変更) (特別地域指定)	19,691.18 陸域 15,591.18 海域 4,100	国宝富貴寺をはじめ真木大堂、熊野磨崖仏や国東塔など六郷満山にまつわる文化財を数多く包蔵するほか、耶馬溪式景観が林立する国東半島内陸部と、岩礁、洞窟をもつリアス式海岸の北部海岸、白砂青松の海岸美を誇る南部の海岸よりなる。この公園には古代文化公園、国民休養地をはじめ、各種のレクリエーション施設が整備され、また随所で海水浴、キャンプ、魚釣りが楽しめる。	豊後高田市、杵築市、宇佐市、大田村、真玉町、香々地町、国見町、国東町、武蔵町、安岐町、山香町
豊後水道 県立自然公園	昭和26.3.30 49.5.31 (区域変更)	8,271.5	日豊海岸国定公園に接続する長目、四浦、鶴見、入津半島などのリアス式海岸とカルスト地形の八戸台一帯を包摂する。海岸は小島岩礁多く、ハマユウ、ピロウなどの亜熱帯植物が茂り、海水浴、魚釣、遊船などの利用が多い。	佐伯市、臼杵市、津久見市
神角寺芹川 県立自然公園 (36.4.28名称変更「芹川」を挿入)	昭和26.3.30 36.4.28 (区域変更)	10,065.50	重要文化財神角寺を中心に鎧ヶ岳、烏帽子岳の山岳地域、人造湖芹川ダム及び長湯温泉を包摂した公園である。この公園には溪仙峡普光寺の磨崖仏や紅葉で知られる用作公園などがあり、また県民の森計画区域にも含まれている。	大分市、庄内町、豊後大野市、直入町
津江山系 県立自然公園	昭和26.3.30 60.9.20 (区域変更)	16,246	釈迦岳、御前岳、酒呑童子岳、渡神岳など峻険な山岳を中心とする公園で、ブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林と渓谷美を誇るとともに展望もすぐれている。	日田市
祖母傾 県立自然公園	昭和26.3.30 40.3.25 (区域変更)	14,123.95	祖母傾国定公園に隣接する山岳、渓谷を中心とした公園で、神原、内山観音、大白谷、九折を包摂しており、内山観音の文化財、大白谷の渓谷、神原渓谷などの景勝地とともに素朴な山村風景がみられる。また公園利用のため、隣接地の祖母傾国定公園の神原地区(竹田市)自然探勝路、休憩舎、簡易宿舎、園地などが整備されている。	竹田市、豊後大野市、佐伯市

表 2 - 1 - 1 - 1 b 自然環境保全地域指定状況

(平成17年3月31日現在)

(単位: ha)

名 称	所 在	指定年月日	面積	内特別地区	自 然 環 境 の 特 質
大分県武多都 自然環境保全地域	国見町	昭和51.12.7	3.3	1.8	武多都社の境内林で、常緑広葉樹スタジイ・コジイの天然林は国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県小城山 自然環境保全地域	武蔵町	昭和51.12.7	3.36	1.62	宝命寺の境内林を中心とする常緑広葉樹スタジイの天然林で、国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県霊山 自然環境保全地域	大分市	昭和54.3.30	2.8	2.8 (野生動植物 保護地区 2.8)	大分県に特有のオオイタサンショウウオの生息繁殖の場として残された数少ない地域。大分地区では少なくなったコジイの典型林が残されているのははじめ、アカガシ、アラカシ等の森林が順調に復元し、すぐれた常緑広葉樹をつくりつつある貴重な地域である。
大分県湯山 自然環境保全地域	湯布院町	昭和54.3.30	3.9	3.9	標高650m～750mの比較的高地でありながら、林内にはシロダモ、ユズリハなどの常緑広葉樹を含み、高木層の林冠群にはコナラ、イヌシデなど落葉広葉樹の両者で構成された、森の仕組みの特異な常落混交の天然林である。
大分県丸山 自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.7	1.7	九州北東部と中国西南部の内陸丘陵地に特有とされるコジイ=イシモチ群集の常緑広葉樹がまとまって残された地域性の強い貴重な天然林である。
大分県堂迫 自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.1	1.1	”
計6か所	-	-	16.16	12.92 (2.8)	

表 2 - 1 - 1 - 1 c 自然海浜保全地区指定状況

(平成17年3月31日現在)

地 区 名	市 町 村	指定年月日	海岸線延長	利 用 型
富来浦自然海浜保全地区	国東町	昭和57年8月3日	約1,000m	潮干狩り
中越自然海浜保全地区	佐伯市	昭和57年8月3日	約500m	海水浴

表 2 - 1 - 1 - 1 d 平成16年度自然公園許可届出件数

行為内容	公園名	国定公園			県立自然公園					合計
		耶馬 日田 英彦山	日豊海岸	祖母傾	国東半島	祖母傾	豊後水道	神角寺 芹川	津江山系	
		知 事			知 事					
許 可	工作物の新築	31	6		8					45
	工作物の改築		2		3					5
	工作物の増築	5	2							7
	木竹の伐採									0
	土石の採取									0
	広告物等の設置	5			1					6
	土地の形状変更									0
	指定植物の採取									0
	水面の埋立									0
	その他									0
計	41	10	0	12	0	0	0	0	63	
届 出	工作物の新築	2					1	1	4	8
	工作物の増築									0
	土石の採取									0
	土地の形状変更									0
	広告物等の設置				6					6
	水面の埋立		1							1
計	2	1	0	6	0	1	1	4	15	
合計	43	11	0	18	0	1	1	4	78	

第2項 自然景観の保全と活用

1 沿道環境美化の現況

本県は、海、山、川等の恵まれた自然の中、各所に集落、街、都市が散在し、個性豊かな地域景観が形成されている。各集落や街、都市の間は山岳地帯が多いという地形的要因もあり、鉄道網は少なく、主に国道や県道といった道路によって結ばれ、道路が景観の視点場の中心となっている。

県では、こうした県内の主要な道路の沿道やその周辺の景観の保全及び環境の美化を図るため、「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定し、県道等の沿道で県民生活上又は観光上特に重要な道路の区間を「沿道環境美化地区」に、県道等から眺望することができる山、川、田園等の優れた景観を有する区域でその景観の保全が特に必要な区域を「沿道景観保全地区」に指定している。こうした指定地区で、大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民意識の高揚を図ることとしている。

平成16年3月末に沿道環境美化地区について、国道212号沿いの中津・天瀬間と、国道326号沿いの宇目・犬飼間及び国道442号、県道412号及び県道30号沿いの大分・久住間の地区指定を行い、現在沿道環境美化地区に12路線、沿道景観保全地区に4地区を指定している。

また、平成16年6月には、景観法が公布され、景観と調和のとれた営農条件の確保をはかるべき地域として、棚田、景観作物地帯等に景観農業振興地域整備計画を策定することができるようになった。

2 沿道環境美化の推進

ア 条例の制定

沿道における優れた景観及び美しい環境は、私たちに潤いとやすらぎを与えるものであり、また、これらは、快適環境の重要な要素となるものである。

このため、「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定し、条例に基づく沿道景観保全地区等の指定を行い、当該地区における大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における景観の保全と環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民の意識の高揚を図っている。

イ 主な経過

昭和63年3月に「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を公布し、同年10月に同条例及び規則の施行を行った。

その後の地区指定の状況は表2-1-1-2のとおりである。

ウ 指定地区における指導等

指定地区内における大規模建築物の新築等の行為については、条例の規定により届出が必要となっており、各地方機関において、敷地内の緑化、建築物の色彩等について指導等を行い、沿道の景観の保全及び環境の美化の推進に努めている。

また、沿道の景観保全等に係る県民の意識の高揚に資するため、啓発用リーフレットを作成している。

表 2 - 1 - 1 - 2 沿道景観保全地区等指定状況

(平成17年10月1日現在)

ブロック	指定地区名	所 在	指定年月日	面積・延長
県北 ・ 国東	守江湾 沿道景観保全地区	(国道213号沿い) 杵築市	元 . 3 . 2 7	約931ha
	亀川・大分空港間 沿道環境美化地区	(国道10号～国道213号沿い) 別府市、日出町、杵築市 安岐町、武蔵町	元 . 3 . 2 7	約35km 道路側端から20 mの範囲
	甲尾山周辺 沿道景観保全地区	(国道10号沿い) 杵築市	3 . 3 . 2 5	約840ha
	日出・中津バイパス間 沿道環境美化地区	(国道10号沿い) 日出町、杵築市、宇佐市、 中津市	3 . 3 . 2 5	約54km 道路側端から20 mの範囲
	宇佐別府道路 沿道環境美化地区	(宇佐別府道路沿い) 別府市、日出町、杵築市 宇佐市	7 . 3 . 3 1	約31km 道路の区域から 20mの範囲
	大分空港道路 及び日出バイパス 沿道環境美化地区	(大分空港道路沿い) 日出町、杵築市、安岐町	7 . 3 . 3 1 1 5 . 3 . 3 1 (区域拡張)	約32km 道路の区域から 20mの範囲
	中津・天瀬間 沿道環境美化地区	(国道212号沿い) 中津市、日田市	1 6 . 3 . 3 1	約75km 道路側端から20 mの範囲
中央 ・ 久大	由布院盆地 沿道景観保全地区	(国道210号沿い) 由布市	元 . 1 2 . 2 5	約488ha
	賀来・滝瀬間 沿道環境美化地区	(県道大分挾間線～国道210号沿 い) 大分市、由布市、九重町 玖珠町	元 . 1 2 . 2 5	約58km 道路側端から20 mの範囲
	九州横断自動車道 長崎大分線 沿道環境美化地区	(九州横断自動車道長崎大分線 沿い) 大分市、別府市、日出町 由布市、九重町、玖珠町 日田市	7 . 3 . 3 1 1 5 . 3 . 3 1 (区域拡張)	約103km 道路の区域から 20mの範囲
	大分・久住間 沿道環境美化地区	(国道442号、県道412号及び県道 30号沿い) 大分市、豊後大野市、竹田市	1 6 . 3 . 3 1	約51km 道路側端から20 mの範囲
豊肥	菅生 沿道景観保全地区	(国道57号沿い) 竹田市	3 . 3 . 2 5	約566ha
	犬飼・菅生間 沿道環境美化地区	(国道57号沿い) 豊後大野市、竹田市	3 . 3 . 2 5	約47km 道路側端から20 mの範囲
県南	上戸次・宗太郎峠間 沿道環境美化地区	(国道10号沿い) 大分市、豊後大野市、臼杵市 佐伯市	3 . 3 . 2 5	約63km 道路側端から20 mの範囲
	東九州自動車道 沿道環境美化地区	(東九州自動車道沿い) 大分市、臼杵市、津久見市	1 5 . 3 . 3 1	約27km 道路の区域から 20mの範囲
	宇目・犬飼間 沿道環境美化地区	(国道326号沿い) 佐伯市、豊後大野市	1 6 . 3 . 3 1	約39km 道路側端から20 mの範囲
計	沿道景観保全地区 4地区 沿道環境美化地区 12路線	約2 825ha 約 615km		

第3項 多様な生態系の保全

1 自然環境の現状把握

(1) 希少野生動植物の保護

環境省は、全国的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その生息状況等を解説した資料である「日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—」を1991年に初めて作成し、以降、自然環境と調和した開発計画の立案や自然保護政策の基礎資料として活用されている。

本県においても、県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・整理・検討し公表することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護をはかるため、平成9年度から大分県版レッドデータブックの作成に着手し、平成12年度に「レッドデータブックおおいた」を発行した。平成13年度にはその普及版を発行し、小中学校等にも配布して、県内の希少野生生物の現状について普及・啓発を図った。

平成16年度からは、この調査結果を基に希

少野生動植物の保護に関する条例の制定に向けた作業を行うとともに、平成17年度からはボランティアの協力を得て、湿原の再生・保全を目的とした「猪の瀬戸湿原再生プロジェクト」を実施している。

(2) 自然環境学術調査

本県では、県内の自然環境の現状を把握するために昭和44年の「大分県海中公園候補地学術調査」を皮切りに、表2-1-1-3のとおり自然環境学術調査を実施してきた。平成15年度は、鶴見半島及び大島地域を調査した。

また、自然環境学術調査の内容を中心に、県内の優れた自然環境を多くの人に紹介するために自然ガイドブックを発行している。平成16年度は、「佐賀関高島及び周辺地域自然環境学術調査報告書」の内容を中心に、自然ガイドブックVol.11「佐賀関高島及び周辺地域の自然」を発行した。

表2-1-1-3 自然環境学術調査実施状況

	年 度	調 査 地 区
広域的な調査	昭和44	大分県海中公園候補地学術調査報告書（日豊海岸国定公園候補地資料）
	昭和48	大分県の植生
	昭和49	大分県の自然 - 現況と保護対策 -
	昭和49	自然環境調査報告（地形・地質）国東半島地域
	昭和50	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（国東半島地域の植物）
	昭和51	祖母傾地域の自然環境保全調査報告
	昭和51	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（阿蘇くじゅう国立公園地域）
	昭和52	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（玖珠地区）
	昭和53	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（県南地区）
	昭和54	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（県北地区）
	昭和55	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（日田地区）
	昭和56	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（豊肥地区）
	昭和57、58	耶馬日田英彦山国定公園学術調査
	昭和59	祖母傾国定公園学術調査
	昭和60	日豊海岸国定公園学術調査
	昭和63	阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域学術調査
限定した地域の調査	昭和48	「西の小池」とその周辺の植生（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成3	小田の池自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成4	猪の瀬戸湿原自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成5	蒲江町深島・屋形島・名護屋地域自然環境学術調査（日豊海岸国定公園）
	平成6	深耶馬地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国定公園）
	平成7	夷耶馬・鷲巣岳地域自然環境学術調査（瀬戸内海国立公園、国東半島県立自然公園）
	平成8	酒吞童子山地域自然環境学術調査（津江山系県立自然公園）
	平成10	くじゅう黒岳地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成11	藤河内溪谷周辺地域自然環境学術調査（祖母傾国定公園）
	平成12	犬ヶ岳津民川地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国定公園）
	平成13	くじゅうタデ原地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
平成14	佐賀関町高島及び関崎周辺地域自然環境学術調査（瀬戸内海国立公園及び日豊海岸国定公園）	
平成15	鶴見半島及び大島地域自然環境学術調査（日豊海岸国定公園・豊後水道県立自然公園）	

2 野生動植物との共生と保護体制の整備

(1) 鳥獣保護の現状

野生鳥獣は生物の多様性を豊かにするなど、生態系の中で重要な役割を果たしてきた。近年、一部の野生鳥獣が生息環境の変化により減少する一方、イノシシ、シカ、サル等増えすぎた野生鳥獣による農林産物被害が増加し、その対策が課題となっている。

このような現状から、本県における野生鳥獣の適正な管理に資するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、野生鳥獣の捕獲を規制し、狩猟の適正化を図るとともに、特定鳥獣保護管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第9次鳥獣保護事業計画（平成14～18年度）」を策定し、野生鳥獣の保護と農林水産業との調和をめざした鳥獣行政を推進している。

(2) 鳥獣保護

ア 鳥獣保護区の指定

鳥獣の保護を図るため、**鳥獣保護区**及び**特別保護地区**を指定するとともに、**狩猟鳥獣**の増加を図るため、**休猟区**を指定している。鳥獣保護区は、平成17年11月1日現在で、県下で70か所、県土面積の約7.5%にあたる47,417haを指定している。また、鳥獣保護区内で特に重要な鳥獣生息地10か所については特別保護地区に指定し、この中には天然記念物カラスバトの生息地として知られる佐伯市（旧蒲江町）の沖黒島や、ウミネコが営巣する大分市（旧佐賀関町）の高島などが含まれている。



図1 高島のウミネコ生息地

イ 狩猟制度及び違法捕獲の取締り

狩猟鳥獣（資料編表 自然2）については、毎年11月15日から翌年2月15までを狩猟期間（イノシシについては3月15日まで）としており、鳥獣の種類、捕獲数を定めて狩猟を許可している。その他、県内で66名の鳥獣保護員を委嘱し、違法捕獲や狩

猟違反の取締りに当たっている。（狩猟者によるH16年度の主な鳥獣の捕獲数 資料編表 自然3）

ウ 特定鳥獣保護管理計画

シカ・イノシシによる農林業被害を防止するため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、捕獲者へのアンケートやフィールド調査などにより個体数の増減を調査している。これによりシカについては個体数の多い県南・豊肥・日田・下毛・宇佐・国東地域をメスジカの可猟地域とし、イノシシについては平成14年度から県内全域で猟期を1か月延長するなど、適正な生息数になるよう個体数管理を進めている。（県内の鳥獣による被害状況 資料編表 自然4）

エ 予防対策等

シカ・イノシシによる被害地域の田畑の周囲に、電気柵・トタン柵・鉄線柵（イノシシ）、防護柵・防護資材（シカ）の設置を実施している。その他、捕獲技術向上のための講習会や捕獲したシカ肉の有効活用のためにシカ肉料理の普及や加工品開発等を行っている。

3 野生動植物の生育・生育環境の保全

(1) キジの放鳥

県内ではキジが減っていることから、鳥獣保護区や休猟区の子生息適地に毎年約2,600羽のキジを放鳥し、鳥獣保護と狩猟の調和を図っている。

(2) 野鳥の生息調査

野鳥の生息実態を把握するため、毎年1月15～17日に全国一斉に行われるガン・カモ科鳥類生息調査や11月15日にキジ・ヤマドリ出会い調査等を行っている。

(3) 鳥獣保護思想の普及

鳥獣保護の理解と協力を得るため、愛鳥週間を中心に、毎年各地で行われる探鳥会に協賛するとともに、愛鳥週間用ポスター原画展を実施し、愛鳥思想の普及に努めている。

また、普及活動の一環として、主に小中学校を対象として愛鳥モデル校を指定し、指定校には関係図書等の配布を行っている。

(4) 傷病鳥獣対策

鳥獣110番制度を設け、傷病鳥獣の治療を行い、鳥獣の保護に努めている。



図2 平成18年度愛鳥週間用ポスター原画応募作品



図3 保護されたフクロウ(傷病鳥獣)

第4項 森林の保全

1 森林保全の現状と課題

森林は、木材生産の働きのほかに水を蓄える緑のダムとしての働き、土砂の流出・崩壊を防止する防災の働き、生活環境の形成・保全などの多面的機能を有しており、県民が安全で安心して生活するためには不可欠な存在である。また、その機能を十分に発揮するには森林を適正に管理し、健全に維持することが必要である。

しかしながら、近年の木材価格の低迷による林業生産活動の停滞等から、手入れ不足の森林や再造林未済地が増加しており、機能低下による災害の発生などが危惧されている。このため、森林を保全する既存制度の充実のほかに、様々な対策を講じた。

2 造林事業

県では森林所有者が所有森林で行う、植栽、下刈り、除伐、間伐等の造林事業に対して助成することにより、森林の持つ多面的機能の維持増進を図っている。

特に健全なスギ、ヒノキ等の人工林の整備のために欠かせない間伐事業に対して重点的に助成を行っており、平成16年度は約7,700haの間伐事業を含め、約15,300haの造林事業に対して助成を行った。

3 保安林の整備

重要な公益的機能を持つ森林を保安林に指定し、その機能を維持・増進するために伐採や開発を制限している。また、「公益上の理由」若しくは「指定理由の消滅」に限って、指定の解除を行っている。平成16年度は新たに、386haを保安林に指定し、また、主に公益的理由で8haの解除を行った。この結果、平成16年度末現在の保安林面積は112,075haとなっている。

一方、機能が低下したり、自然災害等により破壊された保安林については、治山事業を実施し、森林の保全を図った。

4 林地開発許可

林地開発許可制度は、保安林以外の森林についても災害の防止と適切な利用を確保するため、1haを超える森林の開発について知事の許可制としている。平成16年度は、新規4件、変更1件の許可を行った。

5 県民の森

県民の森は、森林の持つ優れた自然性を活かし、森林とのふれあいを通じて自然愛護と愛林思想を養い、あわせて青少年の心身鍛錬や自然教育の場を提供している。

また、高齢者には緑に包まれた静かな憩いと安らぎの場となり、広く県民の保健休養、体力の向上、自然や史跡の探勝、野生動物とのふれあいなど、健全な森林レクリエーションの場を提供するとともに、林業振興の啓発を図りながら、森林の持つ機能を多面的に発揮させるための施設設備に努めている。

6 森林環境税の税収の有効利用

森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するとともに、人工林や里山など荒廃が進む本県森林の健全整備を目的として、平成18年度から森林環境税を導入することとしている。

森林環境税は、県民中心、県民参画を理念とし、「県民意識の醸成」、「環境を守り災害を防ぐ森林づくり」、「持続的経営が可能な森林づくり」及び「遊び学ぶ森林づくり」の4つを施策の柱に据え、地域が考え地域が実践する様々な取組を支援していくこととしている。

平成17年度は、公募による県民の事業提案等を反映しつつ、「県民総参加の森林づくり県民会議」及び県下4ブロックの「森林づくり流域協議会」によって県民主導の「新たな森林づくり行動計画」が森林環境税の活用策としてまとめられた。

平成18年度は、これに基づき、森林に関する情報発信、森林ボランティア活動の支援をはじめ、災害が懸念される間伐放置林や再造林放棄地の整備、或いは竹の侵入などで荒廃する里山林の整備ほか木材や竹材の活用促進や子どもたちが遊べる森林の整備などを進めることとしている。

第5項 水辺の保全

1 河川環境の保全

近年、河川流域内の都市化の進展に伴い河川環境についても著しく変化し、地域住民の水辺環境の保全に対する関心が高まるとともに、地域の実状に応じた河川整備が望まれている。

このため、洪水の氾濫等の災害に強い川づくりに加えて、周辺の自然環境や生態系に配慮した多自然型川づくりに取り組むなど河川環境の保全に努めている。

2 砂防事業の環境保全対策

砂防事業を実施している地域には、自然が豊かで、景観に優れ、貴重な動植物の生息地となっているような箇所が多い。

このため砂防事業では、土砂災害を防止しつつ、残すべき良好な自然環境を保全するように、地域の社会状況や自然特性に応じた環境対策を行っており、次のような事業を実施している。

【補助】火山砂防事業】

現代の子供たちへ河川等が遊びの場、教育の場として活用されるように、身近な水辺の整備として、「水辺の楽校プロジェクト」を蔭川（豊後高田市）で実施した。

3 海岸環境の保全

海岸整備は、津波や高潮から海岸背後の人命・資産を守る目的の他、近年は自然環境の変化、海岸保全への意識の高まり、海洋レクリエーション需要の高まりを背景に、環境・利用の視点に立った整備が求められている。

このため、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を地域と連携を図りながら行っており、平成17年度は別府港海岸、武蔵港海岸、櫛来港海岸において事業を実施している。

第2節 温泉の保護と利用

第1項 温泉の資源保護

1 温泉の現況

(1) 大分県の温泉の現況

本県は平成17年3月末現在23市町村において温泉がゆう出しており、平成16年3月末における源泉総数は4,974孔、ゆう出量は267,434ℓ/分であり、ともに全国第1位である。

温泉の多い市町村としては別府市、湯布院町、九重町、大分市等が挙げられ、特に別府市は単独の温泉地としては源泉数、ゆう出量ともに全国第1位を誇っている。

全国及び大分県の状況は、次の表のとおりである。

全国の状況

●源泉数の上位5都道府県 (平成15年度)

源 泉 数	
大 分 県	4,974孔
鹿 児 島 県	2,813
静 岡 県	2,273
北 海 道	2,263
熊 本 県	1,392

●湧出量の上位5都道府県 (平成15年度)

ゆ う 出 量	
大 分 県	267,434ℓ/分
北 海 道	261,822
鹿 児 島 県	200,804
熊 本 県	149,595
青 森 県	149,080

大分県の状況

●源泉数の上位5市町村 (平成16年度)

源 泉 数	
別 府 市	2,909孔
湯 布 院 町	904
九 重 町	397
大 分 市	223
日 田 市	157

●湧出量の上位5市町村 (平成16年度)

ゆ う 出 量	
別 府 市	95,354ℓ/分
九 重 町	60,282
湯 布 院 町	45,311
大 分 市	17,923
日 田 市	13,367

(2) 温泉の多目的利用

本県の温泉は、古くから浴用を中心に、疾病等の治療手段や観光資源として利用されてきたが、近年では、クリーンエネルギーとしても注目されており、温泉熱を利用した暖房、施設園芸、養魚、地熱発電等の産業面にも幅広く利用されるようになった。

特に、地熱発電については利用が進んでおり、日本の総出力約53万KWのおよそ28パーセントにあたる約15万KWの発電が行われており、全国一となっている。

2 温泉の行政処分状況

(1) 温泉掘さく等の許可

温泉の掘さく等の行為に際しては、温泉法に基づく許可申請を行い知事の許可を受けなければならない。

大分県では学識経験者、関係行政機関の代表者等で構成される「大分県自然環境保全審議会温泉部会」(年4回開催)に温泉掘さく等の許可申請を諮り、その答申に基づき許可等の行政処分を行っている。

本県における温泉掘さく等の許可件数は、次の表のとおりである。

●温泉掘さく等許可状況(件)

年度/区分	掘さく	増掘	動力	計
平成11年度	84	3	49	136
平成12年度	75	4	57	136
平成13年度	77	1	37	115
平成14年度	61	2	47	110
平成15年度	75	3	31	109
平成16年度	96	3	58	157

また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合についても、知事（平成9年度からは、大分市にあっては、大分市長。）の許可を必要とするが、平成16年度は、浴用162件、飲用9件の合計171件の許可を行った。

(2) 温泉利用状況調査

温泉の公共利用許可を受けた者は、温泉法第13条の規定により温泉の成分等について施設内に掲示しなければならないこととなっており、温泉の適正な利用を図るため、温泉法第17条に基づき各保健所等の職員を温泉監視員として管内の施設を対象に立入検査を実施し、所要の指導を行っている。

(3) 温泉掘さく等の許可の取消し

温泉の掘さくには許可が必要であるが、許可を受けた以上は、速やかに工事を実施して温泉をゆう出せしめ、それぞれの許可申請の目的にしたがってその利用の具体化をすることが望ましい。

そのため温泉法第5条には許可を受けた者が、許可の日から一年以内に工事に着手せず、又は着手後一年以上その工事を中止したときは、都道府県知事は、その許可を取り消すことができると定められている。

本県においても平成元年から2年にかけて、いわゆる「バブルの時代」においては、掘さくの許可申請が増加したが、バブル経済の崩壊に伴い、許可を受けたまま長期間工事に着手しない事例が数多くみられるようになった。

そのため、大分県では平成6年に「大分県温泉掘さく等許可取消事務処理要綱」を制定し、許可後2年を経過した者を対象に公開聴聞を行い、特に掘さくをしていないことについて理由のない者に対しては許可を取り消すこととした。

平成16年度は、公開聴聞の手続き及び許可取消はなかった。

3 温泉資源の保護と適正な利用

(1) 温泉資源の保護

現在、大分県自然環境保全審議会温泉部会では審議基準を設定し、既存泉から一定の距離での掘さくを規制し、また別府市、湯布院町の一部地域では、新規掘さくを禁止するなどして温泉資源の保護に努めている。

しかし、近年、掘削技術の進歩等により、いままで温泉が湧出していなかった地域でも温泉の掘さくが行われるようになってるとともに、古くからの温泉地やその周辺地域では温泉の

衰退化傾向がみられるところもでてきた。

温泉は有限な地下資源の一つであり、温泉利用がこのまま増大していけば、今後の利用に支障を生じることが憂慮され、未然に防止施策を講じる必要がある。

そのため、県では平成5年度から温泉地保全対策事業として、各温泉地の温泉ゆう出メカニズムの現況と推移を正確に把握・解析する科学的調査を実施し、温泉地の保全対策のための基礎資料を得ることとし、その調査結果に基づき保全対策を検討している。

平成5～6年度に湯布院町湯平温泉、平成7～8年度に直入町長湯温泉、平成9～10年度に宝泉寺温泉をはじめとする九重町南山田地区の調査を実施し、さらに平成11～12年度には天瀬町の天ヶ瀬温泉地周辺の調査を行った。

これらの調査結果に基づき、大分県自然環境保全審議会温泉部会では各温泉地における保全対策を検討しており、平成9年7月から湯平温泉の一部を保護地域に、平成10年7月から長湯温泉を保護地域に、平成13年1月からは宝泉寺温泉を保護地域にそれぞれ指定し、温泉部会の審議基準を改正するなどして温泉資源の保護に努めている。

また、平成13年度から14年度にかけて「天ヶ瀬温泉保護対策検討委員会」を設置して、天ヶ瀬温泉の具体的な保護対策について検討を行い、平成15年6月に保護地域に指定した。

さらに、平成13年度からは、これら4地域を含む1市4町の9地域について、水位、泉温、湧出量等を定期的にモニタリングして温泉資源の現状を把握するとともに、これまでに実施してきた保護対策の効果を見守る目的で、温泉資源保護調査事業を開始した。この事業では、水位等の測定に関して地元市町村の協力を得るとともに、学識経験者等で構成する大分県温泉監視調査委員会を設置して、調査結果の解析、検討を行っている。

第2項 多目的利用と温泉地づくり

近年の都市化の進展、余暇時間の増大等を背景として、自然とのふれあいを求める声が高まっており、自然環境を積極的に活用した温泉地の育成が課題となっている。

特に、国民保養温泉地は、温泉の有する保養機能に加え、豊かな自然環境に恵まれていることから、温泉の保健的利用と自然とのふれあいの各種公共施設の整備が求められている。

このため、昭和60年に国民保養温泉地の指定を受けた鉄輪・明礬・柴石温泉のうち、特に自然環

境に恵まれた柴石温泉について、国の「ふれあい・やすらぎ温泉地」の選定を受け、平成6年度から3か年計画で、溪流と温泉、自然環境に恵まれた健康保養の地として、自然ふれあい温泉館、露天風呂などの施設整備を図った。

大分県の温泉は日本一の源泉数を誇っているが、個人による利用が極めて多く、乱掘等による衰退化を防止するために、温泉の集中管理等の温泉の適正な利用を推進する必要がある。このため、21世紀の温泉利用に向け、長期的視野に立った温泉の保護とその利用の適正を図る目的で、平成12年度に本県温泉行政の指針となる温泉管理基本計画を策定した。

また、全国で温泉の偽装表示等が社会問題化したことを受け、平成16年2月に温泉法施行規則が改正され、温泉利用施設において新たに加水、加温、循環装置の使用、入浴剤添加、消毒処理などを行っている場合は、その旨とその理由の掲示が必要となり周知徹底に努めた。さらに県内各温泉地では、主体的に利用者に分かりやすい温泉表示の取組が進められている。

1 温泉に関する調査研究

(1) 大分県温泉調査研究会

「大分県温泉調査研究会（事務局：観光・地域振興局内）は、学識経験者、県及び温泉がゆう出している市町村等を会員として構成されているもので、昭和24年の発会以来、継続して県内の温泉のゆう出メカニズムや、温泉が心身に与える影響などを地球物理学、地質学、医学等の科学的調査に基づき研究している。

平成16年度は、次の11テーマについての調査研究を行った。

別府浜脇地区ボーリングコア解析
 姫島火山群の地球化学的研究
 温泉地における空気イオン測定（2）
 全岩微量元素組成を用いた由布岳・鶴見岳におけるマグマ生成の解明
 別府地域の熱源となっているマグマの供給機構を探る
 温泉権紛争（第4回 完稿＝補稿）
 皮膚病に効果のある温泉と湧水のORPを指標とした研究
 慢性心不全患者の初期免疫に対する温泉浴の効果について
 慢性関節リウマチ患者の温泉浴による免疫学的変化（ ）
 VLT-MT法を用いた由布岳の比抵抗調査
 鍋山・明礬地域における地熱貯留層の定量的理解に向けた岩石ゼータ電位測定

なお、平成15年度の調査研究の成果については、同会報告第55号（平成16年7月発行）及び研究発表会（平成16年8月6日開催）で報告された。

(2) 大分県温泉調査報告

大分県内における温泉分析の登録検査機関である「大分県衛生環境研究センター」、
 「（社）大分県薬剤師会」、
 「（株）エスピーシーテクノ九州」及び「（株）住化分析センター大分事業所」が行った県内の温泉の分析結果について、平成15年度分をとりまとめて「大分県温泉調査報告第55号」として発行している。

第3節 自然とのふれあいの推進と適正な利用

1 自然公園指導員

近年、自然とのふれあいを求め、自然公園を利用する人が増加する中で、優れた自然環境の適正な保全を図っていくためには、法令による規制のほか、県民一人ひとりの自然に対する正しい理解と深い関心を養うことが重要である。そのため、本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による116名の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の予防等を指導している。

平成17年10月21日に県委嘱及び国委嘱の自然公園指導員を対象として、環境省と合同で研修会を実施した。

2 普及啓発活動の推進

近年、森や海をフィールドとした野外活動が盛んであるが、これらの中には自然を傷つけ自然保護に逆行する活動も多い。ボランティア団体やNPO等が行う自然観察会等が自然に配慮したものとなるよう、指導者が学ぶ場を提供すると共に、自然保護活動者同士のネットワークをつくり、より活発な活動を促進するため平成16年度は以下の事業を実施した。

(1) 自然ふれあい活動リーダー研修会

自然体験活動の指導者に対し、自然保護思想や自然保護に基づく指導の方法などについ

ての研修会を、大分県自然観察連絡協議会に委託して年4回実施した。 対象者：30名

(2) 自然保護のネットワークづくり

自然保護活動を行う指導者やNPO相互のネットワークをつくり、情報交換協力体制づくりに役立てる。このため、自然保護活動を行うNPO及び指導者が一堂に会した「おおい自然保護のつどい(ワークショップ型)」を10月30日～31日に湯布院町で開催した。

(3) 自然観察指導員養成講習会

自然保護の基本的な考え方や自然観察の方法を学び、地域に根ざした自然保護教育を身近なところから実践するリーダーを養成することを目的として、(財)日本自然保護協会と共催で「第347回NACS-J自然観察指導員講習会・大分」を7月23日～25日に大分市霊山青年の家で開催した。

(4) 自然公園美化活動

「環境月間」中(6月1日～30日)の各種行事の一環として、くじゅう山開き(6月第1日曜日)に合わせて、関係市町村にごみ袋を配布するなどして自然公園内の美化を呼びかけた。

平成17年度は8月7日(8月第1日曜日)を自然公園クリーンデーとして、自然公園内の美化に関する普及啓発活動に努めた。

第4節 快適な地域環境の保全と創造

第1項 ゆとりある生活空間の保全と創造

1 都市環境の整備

近年の都市を取り巻く社会情勢の変化や、住民の生活環境に対する関心の高まりなどを背景に、安全・安心なまちづくりをはじめ、誰もが住みやすい居住環境の創造、魅力ある快適な都市空間の創出が求められている。このため、本県では、安全、快適で機能的な都市空間の創造を目的として、次のような事業を実施している。

(1) 街路事業

自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通の確保だけでなく、電線類の地中化、幅の広い歩道の整備や植樹帯等の緑化による良好な都市環境の創出を目的として整備を進めている。

(2) 共生のまち整備事業

高齢者、障害者、児童などすべての県民が自立していきいきと生活し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加して、人と人との交流が深まる共生社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障害を取り除くことを目的に、県の設置又は管理する既存の公共施設のバリアフリー化を進めている。具体的には、歩道段差等の改良、県有施設（建物、公園等）での多機能トイレ・スロープ設置などの改修、交通環境（視覚障害者用音響信号機等の整備を進めている。

2 都市公園の整備

(1) 都市公園等の現況

都市における緑とオープンスペースを確保することにより、「都市の防災性の向上」、「ヒートアイランド現象の緩和等環境問題への対応」、「観光振興等地域の活性化」等に寄与する都市公園は、快適で安全な生活を実現する上で必要不可欠な都市施設である。

本県の都市公園の整備状況は、表2-1-4-1のとおりである。

(2) 都市公園等の整備計画

緑豊かな潤いある都市の形成を一層促進するため、重点的、効果的かつ効率的に事業を進めていく。

平成16年度の事業概要（補助事業）は次のとおりである。

都市名	事業主体	箇所数	箇所名
大分市	県	1	大分スポーツ公園
大分市	市	2	田ノ浦公園、堂園公園
別府市	市	3	実相寺中央公園、鉄輪地獄地帯公園、仲良公園
中津市	市	1	米山公園
日田市	市	1	亀山公園
佐伯市	市	1	佐伯市総合運動公園
臼杵市	市	1	臼杵市総合公園
竹田市	市	1	竹田市総合運動公園
杵築市	市	1	杵築市総合公園
日出町	町	2	糸ヶ浜海浜公園、豊岡公園
計（8市1町）		14箇所	

表 2 - 1 - 4 - 1 大分県の都市公園現況

公園種別 都市名	住 区 基 幹 公 園						都 市 基 幹 公 園				特 殊 公 園					
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園		動植物園		歴史公園	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
大 分 市	445	92.90	19	35.04	4	20.48	8	67.89	3	29.04	3	6.74	1	8.58	1	0.05
別 府 市	109	9.57	7	8.26	1	6.38	2	38.14	1	12.28	1	3.98	-	-	-	-
中 津 市	12	3.27	4	5.79	-	-	2	20.38	-	-	-	-	-	-	2	1.06
日 田 市	20	4.11	2	2.78	3	9.61	2	23.77	-	-	3	3.93	-	-	-	-
佐 伯 市	16	4.12	-	-	-	-	1	6.70	1	24.33	-	-	-	-	1	44.36
臼 杵 市	2	0.28	-	-	-	-	3	19.55	-	-	-	-	-	-	-	-
津 久 見 市	20	2.75	2	2.00	2	9.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竹 田 市	1	0.39	3	4.90	-	-	-	-	1	8.73	-	-	-	-	-	-
豊 後 高 田 市	6	1.47	1	2.10	1	8.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
杵 築 市	1	0.28	1	2.50	-	-	-	-	-	-	1	5.17	-	-	-	-
宇 佐 市	7	2.02	1	1.14	2	12.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊 後 大 野 市	4	1.36	-	-	-	-	1	10.46	-	-	-	-	-	-	-	-
国 東 町	4	1.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4.31
日 出 町	9	2.28	1	1.00	2	6.60	1	2.47	-	-	-	-	-	-	-	-
挾 間 町	2	0.50	-	-	1	5.89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湯 布 院 町	6	0.85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
玖 珠 町	-	-	-	-	-	-	1	4.00	-	-	-	-	-	-	-	-
都市公園計	664	127.40	41	65.51	16	78.85	21	193.36	6	74.38	8	19.82	1	8.58	5	49.78
特定地区公園(カントリーパーク)																
日田市(天瀬町)					1	6.70										
佐伯市(弥生町)					1	4.83										
宇佐市(院内町)					1	13.00										
豊後大野市(緒方町)					1	18.10										
国見町					1	7.60										
庄内町					1	9.88										
直入町					1	6.20										
小計(カントリーパーク)					7	66.31										
大分県計	664	127.40	41	65.51	23	145.16	21	193.36	6	74.38	8	19.82	1	8.58	5	49.78

面積単位：ha 1人当面積：㎡ 各小数点以下2桁表示【平成17年3月31日現在】

墓園		大規模公園				緩衝緑地		都市緑地		広場公園		緑道		都市公園合計		都計内人口 (千人)	1人当面積 (㎡)
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
-	-	1	147.97	-	-	4	110.20	113	83.75	1	1.13	13	14.94	616	618.71	451	13.72
-	-	-	-	-	-	1	0.94	-	-	-	-	2	1.66	124	81.21	122	6.66
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.15	-	-	-	-	21	31.65	68	4.65
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	44.20	54	8.19
-	-	-	-	-	-	-	-	12	1.46	-	-	2	2.74	33	83.71	41	20.42
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	19.83	30	6.61
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	13.95	18	7.75
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	14.02	9	15.58
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	11.97	16	7.48
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	7.95	21	3.79
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	15.45	47	3.29
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	11.82	13	9.09
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5.56	5	11.12
-	-	1	31.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	43.75	27	16.20
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	6.39	13	4.92
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0.85	10	0.85
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4.00	10	4.00
0	0.00	2	179.37	0	0	5	111.14	126	86.36	1	1.13	17	19.34	913	1,015.02	955	10.63
														1	6.70	7	9.57
														1	4.83	7	6.90
														1	13.00	5	26.00
														1	18.10	6	30.17
														1	7.60	6	12.67
														1	9.88	10	9.88
														1	6.20	3	20.67
														7	66.31	44	15.07
0	0.00	2	179.37	0	0	5	111.14	126	86.36	1	1.13	17	19.34	920	1,081.33	999	10.82

(3) 「おおいたおすすめ和み空間」の選定

「ごみゼロおおいた作戦」の一環として、平成17年度特別枠予算で「おおいたおすすめ和み空間保全事業」を実施している。

大分県は、美しい海や川、美味しい空気や水、緑豊かな山々と自然環境に大変恵まれている。しかし、過疎化の進行や核家族化など生活形態の変化に伴い、県民が自然環境にふれあう機会も少なくなり、県民の環境保全意識が希薄となることが懸念される。

そこで、地域住民が子供の頃から身近に親しみ馴染んできた心和む自然環境で、次の世代へと守り継ぐべき共有の財産として環境保全に取り組むグループ「エコ・キーパー」によって保全されている空間を「おおいたおすすめ和み空間」として募集し、合併前の旧58市町村からそれぞれ一か所以上、計87カ所を選定した。

87カ所の「おおいたおすすめ和み空間」には、春や秋の遠足、夏休みの体験学習などに適したところが多数あり、大分県庁のホームページなどで自然環境の素晴らしさ、エコキーパーの活動状況などを広く県民に紹介することにより、環境保全意識が一層高まるとともに、「おおいたおすすめ和み空間」を通じた合併後の周辺部と中心部、さらに、都市部との交流が促進され、地域の活性化に繋がることが期待されている。

第2項 美しい景観の形成

1 都市計画の状況

都市計画法では、健康で文化的、機能的な都市生活を確保すると共に、土地の合理的な利用を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として都道府県知事が指定することになっている。平成17年3月31日現在、本県において12市5町、面積約106千haの区域を都市計画として定めている。

2 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について、総合的な計画に基づく宅地又は建築物の整備を公共施設等の整備と併せて行う面的な開発事業である。

土地区画整理事業は、その市街地開発事業の代表的事業であり、土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地

利用の増進を図るものである。

本県の土地区画整理事業の実施地区は平成16年度末で56地区、面積2,945ha、実施済46地区、面積2,475ha、実施中10地区、面積470haである。また、人口集中の著しい市街地の周辺地域において、居住環境の優れた住宅地を供給することを目的とした新住宅市街地開発事業や、市街地の土地の高度利用と都市機能の更新をはかることを目的とした市街地開発事業が行われてきた。

第3項 身近な緑の保全と創造

1 環境緑化の推進

みどりは、多様な生命を育み、美しい景観の形成、県土の保全、水資源のかん養、レクリエーション・保健休養の場の提供など私たちの生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしている。このみどりを県民共通の財産として次世代に引き継いでいかなければならない。このため、大分県環境緑化条例に基づき緑化基本計画を策定し、みどりの保全・造成、みどりの利用、県民総参加のみどりづくりを基本施策として、県民一体となった“みどり豊かな住みよい県土づくり”を推進している。

(1) 緑地の保全

ア 樹林、樹木の保全

鎮守の森など貴重な森林や昔から地域住民に慣れ親しまれてきた老樹、名木を特別保護樹林、特別保護樹木に指定し、その保護保全を図っている。

現在、県内で特別保護樹林は20カ所、特別保護樹木は60本であり、表2-1-4-3aのとおりである。

イ 緑地の保全

市街地及びその周辺地域の自然・緑地を乱開発等から守るため、県緑化地域に指定し、開発の届出を義務づけ緑化基準による計画的な緑化を指導している。またそれ以外の地域では、大規模開発の届出義務により自然環境と調和のとれた緑地の保全を図っている。

県緑化地域の指定状況は表2-1-4-3bのとおりである。

(2) 緑地の造成

ア 公共施設

都市及びその周辺地域にオープンスペースをもつ公共施設は住民の憩いの場やコミュニケーションの場となるため、積極的な緑化を行い、みどり豊かな公共施設の整備を推進している。

イ 住宅地、工場、事業所等

住宅地における緑化の推進を図るため緑化木の配布や緑化のPRに努めている。また工場や事業所の緑化は従業員の快適な職場環境を形成するだけでなく、地域住民にとっても騒音やほこりの抑制等重要な役割をもっていることから、積極的に緑化に努めるよう目標とすべき緑化率を定めている。

(3) 緑化思想の高揚

環境緑化を推進するために、緑化に対して

の県民理解や意識醸成に取り組んでいる。

ア 環境緑化推進運動

3月と10月の強化月間や4月29日のみどりの日を最終日とするみどりの週間に、環境緑化木の配布や緑の募金街頭キャンペーン、県内各地での緑化行事の実施を行っている。

イ 緑化教育の推進

みどりの少年団活動の支援や学校林を活用した体験教育、緑化相談窓口の開設、緑化技術の指導等を実施している。

(4) 緑化推進体制の整備

(社)大分県緑化推進センター及び市町村等と連携を図りながら、県民総参加によるみどり豊かな住みよい県土づくりを目指し、その推進体制の整備を図っている。

表2-1-4-3a 特別保護樹林・保護樹木の指定状況

(1) 特別保護樹林

(平成17年10月1日現在)

名 称	所 在	所 有	樹林の状況(主樹種)	指定年月日
熊野権現の森	豊後高田市平野	熊野社	スギ,ウラジロ,カシ,ケヤキ,モチノキ	S49.3.15
朝見神社の森	別府市朝見	朝見神社	スギ,カシ,クス,バクチノキ	S49.3.15
観海寺の森	別府市南立石観海寺	佐藤保雄	コジイ	S49.3.15
火男火売神社の森	別府市鶴見	火男火売神社	スギ,イチイガシ	S49.3.15
柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	柞原八幡宮	スギ,ヒノキ,クス,モミジ	S49.3.15
小野鶴八幡社の森	大分市大字小野鶴	小野鶴八幡社	スギ,イチヨウ,モミ	S49.3.15
春日神社の森	大分市大字勢家町	春日神社	クス,ケヤキ,エノキ,イヌマキ,ムクノキ	S49.3.16
西寒多神社の森	大分市大字寒田	西寒多神社	ヒノキ,スギ,イチイガシ,オガタマノキ	S49.3.15
日吉神社の森	大分市大字木田	日吉神社	ヒノキ,スギ,クス,モミ,カシ,シイ,ハゼ	S49.3.15
鷹松神社の森	大分市大字高松	鷹松神社	クス,イチヨウ,マキ	S51.3.9
若宮八幡の森	佐伯市大字鶴望	若宮八幡宮	スギ,クス,ツガ,シイ	S49.3.15
堅田八幡社の森	佐伯市大字長谷	堅田八幡社	シイ,カシ	S50.1.7
八坂神社の森	佐伯市弥生大字江良	八坂神社	ハナガガシ,スギ,ヒノキ,マツ	S51.3.9
健男社の森	豊後大野市緒方町上畑	健男社	スギ,ヒノキ,マツ	S50.1.7
キンメイモウソウチクの森	臼杵市野津町大字王子	西山順一	キンメイモウソウチク	S51.7.20
城原神社の森	竹田市大字米納	城原神社	スギ,イチヨウ,モミジ,ケヤキ,クス,ヒノキ	S49.3.15
宮園鎮座津江神社の森	日田市中津江村合瀬	津江神社	スギ	S50.1.7
浦津江神社大杉の森	日田市上津江町川原	津江神社	スギ	S51.3.9
法華寺のツバキ林	中津市大字福島	法華寺	ヤブツバキ	S50.1.7
雲八幡神社の森	中津市耶馬溪町大字宮園	雲八幡神社	スギ	H10.3.20
計	20か所			

(2) 特別保護樹木

(平成17年10月1日現在)

樹木名	所在地	所有者	胸高又は根元周囲(m)	樹高(m)	樹齢	指定年月日
クスノキ	豊後高田市新栄	算所区	760	23	500	S49.3.15
フェニックス	豊後高田市呉崎	豊後高田市	200	12	63	S50.1.7
イスノキ	杵築市大田白木原	白木神社	400	20	600	S50.1.7
カキ	豊後高田市黒土	富山寿満	170	16	230	S50.1.7
イチイガシ	国見町大字赤根一円坊	赤根社	290	22	300	S51.3.9
ケヤキ	国東町大字大恩寺	文殊仙寺	565	30	1,000	S49.3.15
クスノキ	武蔵町大字三井寺	椿八幡神社	790	22	950	S49.3.15
イチヨウ	別府市大字内成	大野秀永	560	30	1,000	S49.3.15
ツバキ	別府市大字東山	佐藤 悟	100	3	200	S49.3.15
シダレザクラ	別府市大字東山	安楽寺	126	10	80	S49.3.15
ウスギモクセイ	別府市大字鉄輪	安波利一	182	10	200	S49.3.15
クスノキ	大分市大字下戸次	楠木生八幡社	1,080	40	1,000	S49.3.15
イチヨウ	大分市大字広内	円通寺	750	22	1,380	S49.3.15
イヌマキ	大分市大字鶴崎	剣八幡宮	220	11	400	S49.3.15
ホルトノキ	大分市大字八幡	柞原八幡宮	480	25	430	S49.3.15
カゴノキ	大分市大字廻栖野	立川幸人	根元 350	13	200	S53.3.22
タブノキ	大分市大字佐野	白石 昭	500	25	350	S61.4.11
クスノキ	大分市大字久土	久土神社	400	20	600	H元.10.3
トチノキ	大分市大字今市	高岩神社	641	36	1,200	S49.3.15
ムクノキ	由布市挾間町鬼崎同尻	馬見塚義人	570	24	300	S50.1.7
クスノキ	臼杵市大字井村	三島神社	720	25	600	S50.1.7
アコウ	津久見市大字網代	赤崎神社	360	12	500	S49.3.15
ウバメガシ	津久見市大字中央町	宮本地区	220	9	400	S49.3.15
タブノキ	津久見市大字津久見	谷川天満社	600	20	350	H14.1.8
クスノキ	佐伯市船頭町	大分県	620	18	560	S49.3.15
ビャクシン	佐伯市大字長良	真正寺	330	11	1,000	S49.3.15
ミツウメ	佐伯市大字青山	高瀬清一	根元 103	3	180	S51.3.9
サザンカ	佐伯市弥生大字井崎	西還寺	175	14	380	S61.4.11
ナギ	佐伯市弥生大字床木	水無地区	204	16	390	S61.4.11
イチイガシ	佐伯市宇目大字木浦内	神崎神社	600	30	600	S50.1.7
ナギ	豊後大野市三重町上田原	御手洗神社	680	15	1,000	H14.1.8
ナツメ	臼杵市野津町大字野津市	原 高節	185	8	400	S50.1.7
ヤマモモ	臼杵市野津町大字八里合	正光寺	370	15	400	S51.3.9
イチイガシ	豊後大野市清川町左右知	羽田野富士正	1,200	20	1,000	S49.3.15
ムクノキ	竹田市大字会々	竹田市	470	30	350	S51.3.9
イチヨウ	竹田市荻町新藤	荻神社	920	35	300	S49.3.15
ツクバネガシ	竹田市久住町大字久住	戸坂アヤメ	210	11	300	S51.3.9
イチイガシ	竹田市大字植木	六柱神社	480	25	250	S53.3.22
カヤ	九重町大字菅原	佐藤良作	根元 630	20	1,200	S49.3.15
イチヨウ	玖珠町大字大田	長尾嘉人	1,100	23	900	S49.3.15
マツ	日田市隈町2丁目	八坂神社	185	5	500	S49.3.15
カイドウ	日田市大字鶴河内	梶原英司	130	6.6	200	S50.1.7
クスノキ	日田市大字西有田	大行寺八幡宮	440	28	1,060	S50.1.7
イチヨウ	日田市天瀬町馬原	穴井登土太	530	36	1,000	S49.3.15
ムクノキ	日田市上津江町川原	伊藤光雄	1,000	20	不明	H元.10.3
イチヨウ	中津市大字金谷森の丁	貴船神社	420	31	250	S49.3.15
クス	中津市大字大貞	薦神社	1,340	36.5	1,000	S49.3.15
スギ	中津市本耶馬溪町	羅漢寺	610	40	380	S50.1.7
シダレザクラ	中津市耶馬溪町大字深耶馬	光円寺	260	10	350	H10.3.20
スギ	中津市山国町	諏訪神社	739	58	500	S50.1.7
イヌマキ	宇佐市大字下麻生	宇佐市	354	17	400	S50.1.7
クロガネモチ	宇佐市大字下高家	高家神社	340	15	350	S51.3.9
ソテツ	宇佐市大字上乙女	宇佐市	根元 600	5	554	S53.3.22
イチヨウ	宇佐市院内町西椎屋	西椎屋神社	1,120	34	1,600	S49.3.15
スギ(右)	宇佐市院内町斉藤	藤群神社	590	31	400	H14.1.8
スギ(左)	"	"	660	32	"	"
ツバキ	日田市大字高瀬	高瀬秋吉	203	9.5	350	H15.2.18
クロマツ	宇佐市大字住江	貴船神社	280	11.5	300	H15.4.25
オンツツジ(北)	豊後大野市朝地町上尾塚	田部芳子	根元 150	7	200	H15.7.29
オンツツジ(南)	"	田部 勇	根元 122	7	"	"
計	60か所					

表 2 - 1 - 4 - 3 b 県緑化地域の指定状況

(平成17年10月1日現在)

区分	指定地域	指定面積	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130ha	別府市の明ばん、鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S 49 .3 .15
	野田地域	150	別府市の亀川地区背後の貴船城を中心とした丘陵山地の地域	S 49 .3 .15
	海岸地域	330	東別府から亀川に至る国道10号線より別府湾ぞいの地域	S 49 .3 .15
	計	610		
佐伯地域	佐伯中部地域	620	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S 62 .4 .7
合計	4地域	1,230		

第4項 身近な水辺の創造

1 河川空間の整備

河川は古来より人間の生活に密接にかかわり続け、その治水・利水機能の増進によって生活領域や生産活動を拡大させ、文化や国土の形成に大きな役割を果たしてきた。しかし近年、河川流域内の都市化の進展に伴い河川環境が著しく変化し、周辺環境と調和した憩いの場・安らぎの場としての河川空間の整備が期待が高まってきている。このため、身近にふれあえる水辺を確保し、やすらぎを感じるうるおいのある水辺空間の創造を目的として、以下のような事業を展開している。

(1) 河川再生事業

大分市の中心地を流れる裏川において、市民公園や文化施設等の周辺環境と調和を図り景観に配慮した護岸や、利用面を考えた階段や散策路等、憩いの空間として利用できる河川として再生する事業を行っている。

(2) 里の川プロジェクト

河川をフィールドにした市民活動の気運の高まりに伴い、河川で活動するNPOや地域住民と連携し、沿川住民が親しみやすく生態系にも配慮した川づくりを行っている。

(3) 海岸環境整備事業

快適な海岸利用の空間をつくるため、安岐海岸で海岸環境の整備を行っている。

2 海岸における親水空間の確保

水際線の開放による親水空間・にぎわい空間を創出するため、誰もが利用しやすく、海とふれあえる海岸を目指し、遊歩道や親水性の高い護岸の整備を別府港海岸、武蔵港海岸、櫛来港海岸において行っている。

3 港湾における親水空間の確保

市民が利用できる空間及び動線の確保、自然環境や既存施設と調和した良好な景観の形成を目的に、市民、NPOと連携し、市民が利用しやすく、目が行き届き、にぎわいのある港湾整備を大分港、別府港、臼杵港、姫島港において行っている。

4 農村の環境保全対策

平成13年度に土地改良法(昭和24年法律第195号)の改正がなされ、田園環境整備マスタープランに基づく環境との調和に配慮した事業の推進が定められた。

事業を実施する市町村では「環境創造区域」(自然と共生する環境を創造する区域)と「環境配慮区域」(工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域)とに区分し、事業計画との整合を図るよう求めている。平成17年度までに、21市町村中17市町村において本マスタープランを作成している。

また、農村地域における環境の実態を把握するため、平成13年度から「田んぼの生きもの調査(水田周辺地域の生物調査)」を実施している。17年度までに全地方振興局において、7～8月

に水田周辺地域の用排水路に生息する魚類、蛙の生息状況を調査し、毎年オイカワ、アブラハヤ、ドンコ、アマガエル等の多様な水生生物が確認された。

さらに、平成14年度から「大分県水田生態工学検討委員会」を設置し、地域環境の変化に対し、生態系の保護（生きもの引越し大作戦）、工事の工法、保全施設規模・配置等の検討を行うため、竹田市の平田・竹田北部地区（経営体育成基盤整備事業）で生態系配慮工法の実施モニタリングを実施し、平成17年度に実績を取りまとめる。

農業の近代化を図るとともに、農村の生活環境を整備し農村在住者の福祉の向上を図るため、ほ場整備、農道、農業用水路などの農業生産基盤の整備と併せて、集落道・水路・農村公園、コミュニティ施設など生活環境基盤の整備を総合的に行う事業を実施している。

その実施状況は次のとおりである。

農村総合整備事業	
農村総合整備モデル事業	3地区(H8～)
集落環境整備事業	3地区(H6～)
田園空間整備事業	1地区(H13～)
農村振興総合整備事業（県営）	
	3地区(H5～)
農村振興総合整備事業（団体営）	
	1地区(H13～)
中山間総合整備事業	
中山間地域総合整備事業	26地区(H7～)
里地棚田保全整備事業	3地区(H14～)
農地環境整備事業	2地区(H10～)

第5項 農山漁村の持つ多面的な機能の維持・再生

1 農地の適切な管理・保全

本県では、耕地面積の7割が生産条件の不利益な中山間地域に位置していることから、中山間地域等直接支払制度に積極的に取り組み、農地の適切な管理・保全に努めている。

同制度は17年度から第2期（17～21年度）に入り、従来の農地等の保管理に加え、将来に向けた前向きな農業生産活動も求められており、集落営農の組織化や担い手への農地の集積などの取り組みを推進している。

また、豊後高田市小崎地区や中津市山国町奥谷地区等では棚田のオーナー制度による消費者との交流を通じて、棚田の保全に努めている。

さらに、農林水産研究センター畜産試験場では、耕作放棄地の解消・復旧のため、17年度から宇佐市安心院町松本集落及び豊後高田市露地

区において放牧経験牛の貸出しによる管理放牧を通じた現地支援に取り組んでいる。

2 森林の適切な管理・保全

近年、長引く林業不振や担い手の不足等により、県下の森林は荒廃が進んでいる。森林は、県民共有のかけがえのない財産であり、県民一人ひとりが森林を守り育てる心をもち、進んで森林づくり活動に参加する機運の醸成が求められている。

このため、県民参加による「豊かな国の森づくり大会」を毎年開催するとともに、県民やNPO、企業等による森林ボランティア活動等を支援することにより、「県民総参加の森林づくり運動」を推進している。

また、平成18年度より導入する森林環境税を活用し、間伐放棄林や再造林放棄地など荒廃人工林の整備や竹の繁茂等で荒廃している里山林の整備に新たに取り組むとともに、子どもたちが遊び学べる身近な森林の整備を進めることとしている。

3 美しく生産力のある沿岸環境づくり

本県では、内湾の漁場環境がビニール、空き缶、木片などの堆積によって悪化しているため、海底に堆積したそれらのゴミを取り除いて漁場の保全・再生に努めている。

平成17年度から3か年計画で別府湾、臼杵湾、津久見湾の併せて11,000haの海域において堆積物除去を行っている。

第6項 歴史的・文化的遺産の保存と活用

1 文化財の保護

(1) 文化財の現況

文化財は、従来、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物（史跡・名勝・天然記念物）・伝統的建造物群・埋蔵文化財の6種類に分かれていたが、平成17年度に文化財保護法の一部改正により新たに文化的景観が加えられた。このうち、記念物及び文化的景観は自然環境と密接な関わりを持つ。文化的景観については現在県内に選定を受けた地域はないが、記念物についての指定状況は、表2-1-4-6aに示すとおりである。

(2) 平成16年度に実施した記念物に対する文化財保護対策

平成16年度の記念物に関する保護事業は、調査・指定・保存修理・環境整備・土地公有化があり、自然環境保全施策と密接な連携を図りながら実施した。

ア 調査

特別天然記念物カモシカの通常調査（大分県；生息状況・生息環境・食害状況等の概況調査）を実施した。

イ 指定

国指定史跡として角牟礼城跡（玖珠町）の指定及び同大友氏遺跡（前名称：大友氏館跡）（大分市）の追加指定がなされた。

ウ 保存修理及び環境整備

国指定史跡宇佐神宮境内（宇佐市）同三浦梅園旧宅（安岐町）同岡城跡（竹

田市）同緒方宮迫東石仏・緒方宮迫西石仏（豊後大野市）同咸宜園跡（日田市）同ガランドヤ古墳（日田市）及び岡藩主中川家墓所（竹田市）並びに県指定史跡普光寺磨崖仏（豊後大野市）及び月桂寺境内（臼杵市）の保存修理、環境整備等を実施した。

また、台風による被害の復旧事業として、国指定史跡宇佐神宮境内（宇佐市）及び安国寺集落遺跡（国東町）並びに県指定史跡月桂寺境内（臼杵市）毛利空桑旧宅及び塾跡（大分市）、峨眉山文殊仙寺（国東町）及び千燈寺跡（国見町）の保存修理を実施した。

エ 土地の公有化

国指定史跡法鏡寺廃寺跡（宇佐市）及び大友氏館跡（大分市）の土地公有化を行った。

表2-1-4-6a 記念物の指定状況
(史跡)

分類	国指定	県指定
貝塚・集落跡・古墳など	17	38
城跡など	3	4
社寺跡・祭祀信仰遺跡など	11	31
教育・学術・文化施設など	1	1
交通・治水・生産施設など		9
墳墓及び碑	2	11
旧宅など	3	1
計	37	95

(平成17年4月1日現在)

(名勝)

分類	国指定	県指定
公園・庭園		4
峡谷・瀑布・溪流		2
山岳・丘陵	1	2
計	1	8

(天然記念物)

分類	国指定	県指定
動物（生息地を含む）	5	6
植物（群落・自生地を含む）	9	66
地質・鉱物	6	6
計	20	78

表2-1-4-6b 国・県指定文化財件数

(平成17年4月1日現在)

国指定		県指定		合計
重要文化財	77	有形文化財	449	526
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	46	50
史跡	37	史跡	95	132
名勝	1	名勝	8	9
天然記念物	20	天然記念物	78	98
重要伝統的建造物群保存地区	1			
合計	145	合計	691	836

(国指定の重要文化財、史跡、天然記念物はそれぞれ国宝、特別史跡、特別天然記念物を含む。)

